

陸前高田商工会地域商品券ご利用約款

(約款の趣旨)

第1条 陸前高田商工会（以下「商工会」という。）は陸前高田商工会地域共通商品券（以下「商品券」という。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、商品券の所持者（以下「お客様」という。）も、この約款により、お取引をしていただくものとします。

(商品券の利用)

第2条 お客様は、店頭に表示のある陸前高田商工会地域共通商品券加盟店（以下「加盟店」という。）で、商品券に表示された金額の範囲内で、代金の支払にご利用いただくものとします。

ただし、商工会又は加盟店が商品券の利用ができないものとして指定した商品代等の代金のお支払いにはご利用いただけません。

2 商品券を利用できる加盟店は、商工会との加盟店契約の新規締結や、終了等によって、増減することがあります。

3 商品券をご利用される場合には、釣銭をお出しいたしません。

(商品券が利用できない場合)

第3条 次の場合には、商品券をご利用いただけませんので、ご了承ください。

(1) 商品券の取扱有効期限が過ぎた場合

(2) 商品券に発行者印及びバーコードのない場合、又は、確認できない場合

(3) 商品券が違法又は不正に取得されたものである場合

(4) 商品券が偽造、変造又は不正に作成されたものである場合

(5) 商品券の変形、破損が著しい場合

(6) 商品券の裏面に、換金済表示がある場合

(加盟店との関係)

第4条 お客様が商品券をご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品、その他の問題が生じた場合、ご利用された加盟店との間で解決していただくこととします。

(商品券の紛失等)

第5条 商品券の盗難、紛失された場合であっても、再発行はいたしません。

(換金の禁止)

第6条 この商品券で、現金とのお引き換えはいたしません。

(取り扱いの変更)

第7条 商品券の取り扱いについて、この約款を変更する場合、商工会は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用いたします。

(附 則)

1 この約款は、平成24年11月1日から実施する。